

北陸圏域道路啓開計画策定協議会 規約

（名称）

第1条 本会は、「北陸圏域道路啓開計画策定協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、北陸圏域（新潟県、富山県、石川県）における、道路法（昭和27年法律第180号）第22条の3に定める道路啓開計画を策定し、関係機関の連携・協力により、大規模災害時において、道路啓開の実効性向上を目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- （1）広域ブロック単位の対象となる災害の種類や道路啓開の目標に関すること。
- （2）優先的に道路啓開を実施する路線・区間やその方法に関すること。
- （3）道路啓開に必要な資機材の備蓄又は調達に関すること。
- （4）道路啓開に関する実践的な訓練、情報収集及び伝達に関すること。
- （5）その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために各行政機関、各関係団体等をもって組織する。

- 2 協議会には会長を置くものとし、北陸地方整備局道路部長が務めるものとする。
- 3 会長が職務を遂行できない場合は、予め会長が指名する者が職務を代理する。
- 4 会長に事故があるときは、予め会長が指名する者がその職務を代行する。
- 5 協議会の構成は、別表のとおりとする。ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。
- 6 協議会には、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設けること

ができる。ワーキンググループを設置した場合は、検討結果を協議会に報告しなければならない。

（議事の公開）

第5条 協議会は原則として非公開とする。

協議会の会議に提出された資料及び議事概要は、会議終了速やかに公開する。

（事務局）

第6条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 協議会の事務局は国土交通省北陸地方整備局道路部に置くものとする。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

（その他）

第8条 協議会は、道路法第28条の2第1項の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（附則）

第9条 本規約は、令和6年2月29日から施行する。

（令和6年3月27日 一部改正）

（令和7年8月29日 一部改正）

（令和7年11月28日 一部改正）

（令和8年7月27日 一部改正）

(別表)

北陸圏域道路啓開計画策定協議会 構成員

機関	役職	備考
【道路管理者】		
北陸地方整備局	企画部長	会長
北陸地方整備局	道路部長	
北陸地方整備局	統括防災官	
新潟県	土木部長	
富山県	土木部長	
石川県	土木部長	
新潟市	土木部長	
東日本高速道路(株)新潟支社	道路事業部長	
中日本高速道路(株)金沢支社	高速道路事業部長	
富山県道路公社	事務局長	
【関係機関】		
関東管区警察局	広域調整部長	
中部管区警察局	総務監察・広域調整部長	
新潟県警	交通部長	
富山県警	交通部長	
石川県警	交通部長	
北関東防衛局	企画部長	
近畿中部防衛局	企画部長	
陸上自衛隊 第10師団	第3部長	
新潟地方気象台	次長	
北陸地方整備局	水政調整官	
新潟県消防長会	会長	
富山県消防長会	会長	
石川県消防長会	会長	
新潟県福祉保健部	福祉保健部長	
富山県厚生部	厚生部長	
石川県健康福祉部	健康福祉部長	
(一社)日本建設業連合会北陸支部	支部長	
(一社)日本道路建設業協会北陸支部	支部長	
(一社)新潟県建設業協会	会長	
(一社)富山県建設業協会	会長	
(一社)石川県建設業協会	会長	
(一社)日本建設機械施工協会北陸支部	支部長	
(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部	支部長	
(一社)全国地質調査業協会連合会 北陸地質調査業協会	理事長	
(一社)全国測量設計業協会連合会 北陸地区協議会	会長	
東北電力ネットワーク(株) 新潟支社	総務広報部長	
北陸電力送配電(株)	総務・コンプライアンス推進部長	
NTT東日本(株)埼玉事業部新潟支店	設備部長	
NTT西日本(株)北陸支店	設備部長	
(公社)日本水道協会 新潟県支部	新潟県支部	
(公社)日本水道協会 富山県支部	富山県支部	
(公社)日本水道協会 石川県支部	石川県支部	
新潟県ガス協会	技術部会長	
(一社)富山県エルピーガス協会	専務理事	
(一社)石川県エルピーガス協会	専務理事	
特定非営利活動法人 にいがた災害ボランティアネットワーク	理事長	